期日指定定期預金規定

- 1. (預金の支払時期等)
- (1) 期日指定定期預金(以下「この預金」といいます。)は、証書(通帳)記載の満期日以後 に利息とともに支払います。
- (2)満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日(証書(通帳)記 載の据置満了日)から証書(通帳)記載の最長預入期限までの間の任意に日を指定すること ができます。満期日を指定するときは、口座開設店にその1か月前までに通知をしてくださ い。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。
- (3)満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。
- (4) 指定された満期日から1か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかっ たものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様 とします。

2. (利息)

- (1)この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの期間および次の預入期間に応 じた利率によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
 - 証書(通帳)記載の「2年未満」の利率 ① 1年以上2年未満
 - ② 2年以上 証書(通帳)記載の「2年以上」の利率(以下「2年以上利率」 という。)
- (2)この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数に ついて解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金ととも に支払います。
- (3) この預金を「定期預金共通規定」第4条1項、「定期預金共通規定」第1条第2項または 同規定第4条第4項により満期日前に解約する場合は、その利息は、預入日から解約日の前 日までの期間について次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によ って1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

① 6か月未満 解約日における普通預金の利率

2年以上利率×40%

② 6か月以上1年未満

③ 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%

④ 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%

⑤ 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%

⑥ 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。
- 3. (他規定の適用)

この預金には、本規定のほか「定期預金共通規定」「休眠預金等活用法共通規定」が適用され るものとします。

以上

(2020.4.1 現在)